

3 軽自動車税関係

- (1) 環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除（附則第15条の2及び第15条の6）
新型コロナウイルス感染症緊急財政対策における税制上の措置による環境性能割の臨時的軽減について、令和4年1月1日取得分から適用がなくなったことにより、これを引用する規定の削除をおこなうものです。
- (2) 種別割のグリーン化特例の期限の延長（附則第16条）
低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車取得に係る翌年度の種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減する特例期間を令和8年3月31日まで3年間※延長するものです。
※25%軽減の対象については、令和7年3月31日まで2年間

4 施行期日 令和5年4月1日

II 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 都市計画税関係

- (1) 課税標準の特例（附則第4項、附則第5項、附則第6項、附則第17項）
令和4年度末で適用期限を迎える項目について、延長の措置を講ずるとともに、引用する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映するものです。

2 施行期日 令和5年4月1日

III その他

令和5年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931
資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 3.その他（臨時会終了後） 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400



【 表 題 】

太田市介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援を令和4年度までで終了すること等に伴い、太田市介護保険条例の関係条文について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【 概 要 】

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が、死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免の対象となる保険料の納期限について規定するものです。（附則第5条第3項の改正）

- ・令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年6月30日までに普通徴収の納期限が到来する、令和4年度分の保険料を減免できるようにするため改正するものです。

2 施行期日 令和5年4月1日

3 その他 5月臨時会に議案を提出します。

【 備 考 】

*問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護保険料係 内線2551 47-1948 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 1.庁議後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

令和5年度公共下水道の供用開始について

【 目 的 】

現在、整備を推進している公共下水道について、八幡町ほか26地区の各一部の区域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【 概 要 】

1. 供用開始年月日 令和5年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積 (ha)
中央第二処理区	八幡町・飯塚町・東矢島町・東別所町・内ヶ島町・富沢町・牛沢町・岩瀬川町・下浜田町・大島町・藤阿久町・東矢島土地区画整理事業地内の各一部	14.6ha
流域西邑楽処理区	新島町・内ヶ島町・石原町・東長岡町・龍舞町の各一部	2.9ha
流域新田処理区	藤阿久町・尾島町・亀岡町・粕川町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・新田金井町・藪塚町・大原町の各一部	4.3ha
流域佐波処理区	世良田町の一部	1.1ha
合計		22.9ha

3. 排除方式 分流式

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 維持係 内線2673 47-1921

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 3. その他（4月27日以降） 】

議会事務局長 氏名 関根 進 内線 (TEL) 2100



【 表 題 】

第6期太田市議会議員一期議員研修会の開催について

【 目 的 】

一期議員の市政に対する理解が深まるよう、各部局の事業概要、主要事業及び懸案事項等を説明するものです。

【 概 要 】

開催日：令和5年5月10日（水）、15日（月）

会 場：議会応接室

対象者：第6期太田市議会議員のうち一期議員

講 師：各部局長

別紙「第6期太田市議会議員一期議員研修会の開催について（依頼）」のとおり。

【 備 考 】

問い合わせ先 議会事務局 議会総務課 総務係 内線 2111 47-1806 ダイヤルイン

